

令和2年（2020年）10月27日

## 大阪狭山市立図書館と堺市立図書館との相互利用がスタート

令和2年11月1日から、大阪狭山市と堺市の2市間において、図書館の相互利用を開始します。これは、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、教育の向上及び文化の発展に寄与することを目的として実施するものです。大阪狭山市・堺市にお住まいの方は、これまで利用できなかった各市の図書館で本を借りることができるようになります。

### 1. サービスの開始時期

令和2年11月1日（日）から

### 2. 対象者

大阪狭山市・堺市の在住者

### 3. 対象図書館

大阪狭山市（1施設）・堺市（14施設）のすべての図書館（別紙参照）

### 4. 利用サービスの内容

それぞれの市の利用条件に基づき、その図書館が所蔵する図書を借りることができます。

（堺市：15点2週間、大阪狭山市：10点2週間）

\* 図書の返却は、借りた市の図書館へお願いします。

\* 相互利用での資料の予約や電子書籍の利用はできません。

### 5. 利用方法

大阪狭山市立図書館では「図書利用カード」、堺市立図書館では「貸出カード」の発行を受けてください。なお、カードの発行には名前・住所を確認できるもの（健康保険証・運転免許証・学生証・マイナンバーカードなど）が必要です。

問い合わせ

（大阪狭山市立図書館の利用に関すること）

教育部社会教育・スポーツ振興グループ（担当／林部） ☎072-349-9487

（堺市立図書館の利用に関すること）

堺市教育委員会事務局 中央図書館 総務課 ☎072-244-3811

大阪狭山市民の皆さん、

# 堺市の図書館

## が利用できます

令和2年

—11月1日から—



堺市以外の図書館も利用できます！

大阪市
<b>堺市</b>
八尾市
富田林市
河内長野市
松原市
柏原市
羽曳野市
藤井寺市
東大阪市
太子町
河南町
千早赤阪村

**貸出可能な本** 本・雑誌のバックナンバー・CD・DVDなど ※電子書籍は不可  
**貸出点数** 15点まで **貸出期間** 2週間 ※最長2週間1回限り延長できます  
**返却** すべての堺市立図書館の返却カウンター・返却ポスト

※大阪狭山市在住の利用者は、本の予約、リクエスト、取り寄せはできません。堺市立図書館で借りた本については、大阪狭山市立図書館の返却ポストでは返却できません。

### 利用開始にあたって

堺市立図書館が発行する「貸出カード」が必要です。カード発行手続きの際は、名前・住所が記載された有効期限内の証明書（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。詳しくは各図書館へ問い合わせるか、堺市立図書館HPで確認してください。

- ◆ 中央図書館／堺市堺区大仙中町 18-1 / TEL 244-3811
- ◆ 中央図書館堺市駅前分館／堺市堺区田出井町 1-1-300 / TEL 222-0140
- ◆ 中図書館／堺市中区深井清水町 1426 / TEL 270-8140
- ◆ 中図書館東百舌鳥分館／堺市中区土塔町 2363-23 / TEL 234-9600
- ◆ 東図書館／堺市東区北野田 1077 / TEL 235-1345
- ◆ 東図書館初芝分館／堺市東区野尻町 221-4 / TEL 286-0071
- ◆ 西図書館／堺市西区鳳南町 4丁 444-1 / TEL 271-2032
- ◆ 南図書館／堺市南区茶山台 1丁 7-1 / TEL 294-0123
- ◆ 南図書館椀分館／堺市南区桃山台 2丁 1-2 / TEL 296-0025
- ◆ 南図書館美木多分館／堺市南区鴨谷台 2丁 4-1 / TEL 296-2111
- ◆ 北図書館／堺市北区新金岡町 5丁 1-4 / TEL 258-6850
- ◆ 美原図書館／堺市美原区黒山 167-14 / TEL 369-1166
- ◆ 人権ふれあいセンター／堺市堺区協和町 2丁 61-1 / TEL 245-2534
- ◆ 青少年センター図書室／堺市堺区柳之町西 1丁 3-19 / TEL 228-6331



堺市立図書館HP

問い合わせ 市立図書館 / TEL 366-0071